

News Release

CONCORDIA
Financial Group

2022年5月12日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 大矢 恭好

コード番号 7186 東証プライム市場

定款の一部変更に関するお知らせ

コンコルディア・フィナンシャルグループ（代表取締役社長 大矢 恭好）は、本日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第6期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

記

1. 定款変更の目的

（1）株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）について変更いたします。

（2）社長執行役員の選定に係る変更

最適な業務執行体制を機動的に構築することを可能とするため、株主総会で取締役に選任いただくまでの一時的な措置として、取締役でない社長執行役員を選定できるよう現行定款第21条（役付取締役）について変更いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

取締役会決議日	2022年5月12日（木）
定時株主総会開催日	2022年6月21日（火）（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月21日（火）（予定）

以上

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部 コーポレートコミュニケーション推進室
（横浜銀行 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室内）TEL：045-225-1141

【別紙】コンコルディア・フィナンシャルグループ 定款変更案

(1) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

(下線部分が変更箇所です)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p>	<p>< 削除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(2) 社長執行役員の選定に係る変更

(下線部分が変更箇所です)

現行定款	変更案
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(役付取締役および社長執行役員)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>2 取締役社長を置かないときは、取締役会はその決議によって、社長執行役員1名を選定することができる。</u></p>

以上